

公益財団法人アジア刑政財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人アジア刑政財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都昭島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国及び主としてアジア地域を中心とする諸国（以下「当該諸国」という。）の刑事政策に関心を寄せる人々の相互理解と相互協力を基礎として、我が国及び当該諸国において、犯罪防止及び犯罪者処遇向上のための各種の調査、研究、研修、啓発等を行い、また、当該諸国におけるこれらの活動を経済的、技術的に支援することにより、我が国と当該諸国との相互理解を促進するとともに、我が国及び当該諸国における犯罪防止及び犯罪者処遇向上に関する効果的な施策の推進に寄与し、もって、我が国及び当該諸国における犯罪なき繁栄の実現に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪防止、犯罪者処遇向上等刑事司法に関する講演会、シンポジウム、国際会議その他各種集会の開催及びこれらへの参加並びにこれらに対する支援
 - (2) 犯罪防止、犯罪者処遇向上等刑事司法に関する調査、研究、研修、啓発の実施及びこれらの活動に対する支援
 - (3) 国連アジア極東犯罪防止研修所等が行う国際研修の参加者に対する支援及び同参加者と我が国の市民との相互理解推進のための意見交換会、ホームビジット等の実施
 - (4) 我が国及び当該諸国の犯罪防止、犯罪者処遇向上等刑事司法に関する機関及び民間団体との連携、協力及びこれらに対する支援
 - (5) 犯罪防止関係文献の発行並びにその頒布及び交換
 - (6) その他前各号に定める事業に付帯又は関連する事業
- 2 前項各号の事業は、国内及び海外で行う。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、基本財産、公益事業積立金及びその他の財産とする。

- 2 基本財産は、この法人が事業を行うために特定された財産とし、評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産をもって構成する。

3 公益事業積立金は、将来実施が計画されている特定の公益目的事業を実施するために積み立てる基金で、理事会で決議した財産をもって構成する。

4 その他の財産は、基本財産及び公益事業積立金以外の財産とする。
(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において、議決に加わることでのける評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

(資産の管理・運用)

第7条 この法人の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類及び次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、また、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、それぞれ一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 3 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第 12 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、決議に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならぬ。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

第 4 章 役員及び機関等

(役員及び機関等の設置)

第 13 条 この法人に、評議員、評議員会、理事、監事及び理事会を置く。

第 1 節 評議員

(定数)

第 14 条 評議員の定数は 3 名以上 12 名以内とする。

(評議員の選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

口 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の

適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により

設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人

をいう。）

（権限）

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第20条に規定する事項を決議するとともに、法令に定める個別の権限を行使する。

（任期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬）

第18条 評議員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず評議員には、評議員会への出席に要した交通費その他財団のために要した経費を支払うことができる。

第2節 評議員会

（構成）

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

（1）理事及び監事の選任及び解任

- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分及び担保提供並びに基本財産への繰入れ又は除外の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受けの承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月又は 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集するものとし、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、副理事長が招集する。

2 評議員は、代表理事（代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは副理事長）に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 23 条 代表理事は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の実施方法)

第 23 条の 2 評議員会の実施方法は、以下の各号のいずれかにより行うことができる。ただし、本条第 1 項第 2 号による評議員会は、評議員全員の承諾を必要とするが、この承諾は当該評議員の任期が終了するまで、又は承諾を撤回するまで効力を有するものとする。

(1) 対面評議員会 評議員が一堂に会する物理的な場所において開催され、本人が出席し、議決権を行使する。

(2) オンライン併用型評議員会 一部の評議員が対面評議員会と同様の方法で出席するのに加え、対面評議員会の場所に在所しない評議員がインターネット等の電磁的方法の手段を用いて本人が出席し、議決権を行使する。

2 本定款における電磁的方法は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 送信者使用に係る電子計算機と受信者使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信されるものをいう。

(2) 磁気ディスクその他これに準じる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに情報を記録したもの（以下「電磁的記録」という。）を交付する方法をいう。

(3) 会議の参加者同士の電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、会議参加者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論ができるものをいう。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、評議員の中で互選された者が、これに当たる。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事の選任に際して候補者が複数いるときは、それぞれの候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 第 24 条により選出された議長及び出席した評議員のうちから互選により選出された評議員 1 名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

(決議の省略)

第 28 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 29 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第 3 節 役員（理事及び監事）及び理事会

(理事及び監事の定数)

第 30 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 12 名以上 24 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、2名以内を一般社団・財団法人法上の代表理事とし、4名以内を業務執行理事とする。

3 代表理事として理事長を置く。ただし、代表理事が2名あるときは、会長1名を置くことができる。

4 第2項の業務執行理事のうち3名以内を副理事長とする。

(役員の選任等)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 会長、理事長及び副理事長は、理事会において選定する。

4 監事は、理事又は職員を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐するとともにこの法人の業務を執行する。

4 副理事長は、理事長を補佐して、この法人の業務を執行する。

5 副理事長ではない業務執行理事は、理事会の決議により、この法人の業務を分担執行する。

6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 評議員会又は理事会が、第23条の2又は第40条の2に基づきオンラインにより開催される場合、監事は、インターネット等の電磁的方法の手段を用いて出席し、意見を述べることができる。

(役員の任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 第17条第2項及び第3項の規定は、理事及び監事について準用する。この場合において、同条第3項中「第14条」とあるのは、「第30条」と読み替えるものとする。

(解任)

第35条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることができる評議員の三分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬)

第36条 第18条の規定は、理事及び監事について準用する。この場合において、同条第2項中「評議員会」とあるのは、「評議員会又は理事会」と読み替えるものとする。

(責任の免除)

第37条 この法人は、理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免責することができる。

第4節 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 規則、規程等の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (6) 会長、理事長及び副理事長の選定及び解職
- (7) その他理事会で決議するものとして、法令又はこの定款に記載する事項の決議

(招集)

第40条 理事会は、代表理事が招集するものとし、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、副理事長が招集する。

- 2 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。ただし、各理事及び監事から電

磁的方法による通知についてあらかじめ承諾を得ている場合は、電磁的方法による通知を発することができるものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
(理事会の実施方法)

第 40 条の 2 理事会の実施方法は、以下の各号のいずれかにより行うことができる。ただし、本条第 1 項第 2 号又は第 3 号による理事会は、理事全員（第 3 号については監事を含む。）の承諾を必要とするが、この承諾は当該理事及び監事の任期が終了するまで、又は承諾を撤回するまで効力を有するものとする。

- (1) 対面理事会 理事（監事を含む。）が一堂に会する物理的な場所において開催され、本人が出席し、理事は議決権を行使する。
(2) オンライン併用型理事会 一部の理事（監事を含む。）が対面理事会と同様の方法で出席するのに加え、対面理事会の場所に在所しない理事及び監事がインターネット等の電磁的方法の手段を用いて本人が出席し、理事は議決権を行使する。
(3) オンライン理事会 物理的な場所で開催されず、理事及び監事は、インターネット等の電磁的方法の手段を用いて、本人が出席し、理事は議決権を行使する。

- 2 第 23 条の 2 第 2 項の定めは、本条に準用する。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たるものとし、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(定足数)

第 42 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 43 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 第 40 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 3 号による理事会において、理事会招集者が通信途絶に十分な対策をとっていた場合で、その他のオンライン出席理事側の通信環境の問題により通信障害が生じたときは、理事会はそのまま有効に成立する。ただし、出席理事が通信障害等を理由に議決権を行使できない事態の発生により第 42 条の定足数を下回った時点で、理事会は閉会する。

- 3 前項ただし書きの場合においても、それ以前になされた議案の決議には影響を及ぼさず、当該決議は有効に成立したものとする。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(決議の省略)

第 45 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 46 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 第 32 条第 6 項の規定による報告について、前項の規定は適用しない。

第 5 章 顧問、学術顧問及び審議役

(選任及び解任)

第 47 条 この法人に、任意の機関として、顧問、学術顧問及び審議役（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、理事会の議決を経た上で、代表理事が委嘱する。

3 代表理事は、理事会の承認を得た上で、顧問等を解任することができる。

(定数)

第 48 条 顧問等の定数は、次のとおりとする。

- (1) 顧問 10 名以内
- (2) 学術顧問 10 名以内
- (3) 審議役 25 名以内

(職務)

第 49 条 顧問及び学術顧問は、代表理事が諮問した事項について、意見を述べ、必要に応じて報告するものとする。

2 審議役は、代表理事の諮問に応じ、主としてこの法人の事業の運営面について意見を述べ、また、理事長の要請によって、事業の推進に協力するものとする。

3 代表理事は、必要と認めるときは、顧問等の全部又は一部に評議員会及び理事会への出席を求め、意見及び報告を求めることができる。

4 評議員会又は理事会が、第 23 条の 2 又は第 40 条の 2 に基づきオンラインにより開催される場合、顧問等は、インターネット等の電磁的方法の手段を用いて出席し、意見及び報告をすることができる。

(任期)

第 50 条 顧問等の任期は委嘱された日から 4 年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第 51 条 第 18 条の規定は、顧問等について準用する。この場合において、同条第 2 項中「評議員会」とあるのは、「評議員会又は理事会」と読み替えるものとする。

第 6 章 支部及び会員

第1節 支部

(設置)

第52条 この法人の事業を円滑に行うため、理事会の決議に基づき、支部を置くことができる。

2 支部の構成及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。

第2節 会員

(会員)

第53条 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 普通会員 この法人の目的に賛同して入会する個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、その事業を賛助する法人、団体及び個人

2 会員に関する事項は、理事会において別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事業を行い、事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局の組織、業務分担等は、理事長が定める。

3 事務局には、所要の職員を置き、その任免は、理事長が行う。

ただし、事務局長の任免については、理事会の承認を受けなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、一般社団・財団法人法第200条第1項の規定にかかわらず、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第11条第1項に規定する事項については、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項に定める場合を除き、定款の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第57条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与する。

(残余財産の帰属)

第 58 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国に贈与する。

第 9 章 公告

(公告方法)

第 59 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができないときは、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補則

(運営規則等)

第 60 条 法令及びこの定款に定めるもののほかこの法人の運営に関する必要な規則、規程等は、理事会の決議により別に定める。

ただし、評議員会に係るものは、評議員会の決議により定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

3 最初の評議員は、次のとおりとする。

兼元 俊徳 上村 成生 田中 康郎

千葉 景子 原田 明夫 森 恭彦

4 最初の代表理事及び業務執行理事は、次のとおりとする。

代表理事（会長）池口 小太郎 （理事長）日野 正晴

業務執行理事 松尾 邦弘 樋渡 利秋 堀内 国宏

附 則

この定款は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 31 年 3 月 22 日から効力を生ずる。

附 則

この定款の変更は、令和元年 12 月 2 日から効力を生ずる。

附 則

この定款の変更は、令和3年6月18日から効力を生ずる。